

令和7年度

第11回東松島市農業委員会総会議事録

令和7年4月25日

東松島市農業委員会

令和7年度第11回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和7年4月25日（金） 午後3時10分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	熊谷 奨	2番	—	3番	大山 道保
4番	秋本 まゆみ	5番	—	6番	小岩 敏幸
7番	菅井 賢治	8番	安倍 民夫	9番	川村 勝雄
10番	—	11番	齋藤 宏樹	12番	佐藤 祥
13番	安住 高司	14番	今野 嘉彦	15番	安部 俊郎
16番	佐藤 栄宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2番	門馬 宏之	5番	三浦 牧恵	10番	大崎 康

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第11回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、10番大崎康委員から欠席届が出されております。
ただいまの出席委員は16名中13名であります。定足数に達しておりますので、これより第11回東
松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、6番小岩敏幸委員、7番菅井賢治委員のお二人を指名したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、小松字沖砂利前152—1、1,290㎡、解約届出日は令和7年4月7日、耕作規模縮小
のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、小松字沖砂利前152—2、995㎡、解約届出日は令和7年4月7日、耕作規模縮小のため
賃貸借契約の解約でございます。

その3、赤井字西田297 外 計2筆で14,080㎡、解約届出日は令和7年4月8日、借人の
変更のため使用貸借の解約でございます。

その4、大塩字朴倉20、2,477のうち2,077㎡、解約届出日は令和7年3月10日、贈与の
ため賃貸借の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、高松字猪鼻19—1 外 計13筆で10,238㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、高松字西風86—1 外 計6筆で3,380㎡。売買による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年4月21日。権利の種類は所有権移転。理由は、出し手が相手方要望。受け手が規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜です。通作距離は、約0.3km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございま

せんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、その3からその5は関連がありますので一括して事務局より説明願います。

○事務局長：その3、浅井字上宿220 外 計3筆で5,511㎡。10年間の賃借権設定となります。

その4、浅井字上笠松117―1、1,017㎡。10年間の賃借権設定となります。

その5、上下堤字南297 外 計7筆で6,300㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：本件は、その3及びその4は、基盤強化促進法の利用権設定期間満了により、その5は、機構法による貸付期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その3からその5を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その3からその5を許可することに決定します。

次に、その6を事務局より説明願います。

○事務局長：その6、上下堤字磯田沢12 外 計4筆で3,322㎡。10年間の賃借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 13番安住高司委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員：報告いたします。

調査年月日は、令和7年4月23日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が離農。受け手は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と大豆や蕎麦の複合経営です。通作距離は、約3km以内。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その6を許可することに決定します。
次に、その7を事務局より説明願います。

○事務局長： その7、高松字新寺前25 外 計13筆で9,157㎡。5年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 本件は、機構法による貸付期間満了により、農地法第3条許可申請への移行案件のため、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その7を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その7を許可することに決定します。
次に、その8を事務局より説明願います。

○事務局長： その8、赤井字西田297 外 計2筆で14,080㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 11番齋藤宏樹委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年4月17日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が相手方要望。受け手も相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻と露地野菜、その他転作作物の複合経営です。通作距離は、約0.8km。権利取得することによ

る周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その8を許可することに決定します。
次に、その9を事務局より説明願います。

○事務局長： その9、小松字沖砂利前386—2、3、819のうち531.56㎡。本件は、農地法第5条の同時申請である営農型太陽光発電設備の下部農地における3年間の区分地上権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その9を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その9を許可することに決定します。

次に、日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程します。
その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、大塩字五台41—1、123のうち4㎡。変更理由は、飲料自動販売機設置敷地。平成28年2月17日付け宮城県（東振）指令第916号にて農地転用許可を受けていたが、当初申請時に所在地を誤って申請していたことが判明、正しい所在地に変更するため、事業計画変更承認申請を提出するもの。所在地の変更、当初、大塩字五台17—1。位置図は6ページとなります。始末書を提出していただく是正案件となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程します。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、上下堤字下北谷地97—1、1,529㎡。転用の目的は、太陽光発電設備敷地。現在の利用状況は、休耕中。上下堤字下北谷地98（宅地、511.68㎡）に太陽光発電設備を設置した際に、自己所有の隣接農地である当該農地に太陽光発電設備を誤って設置していることが判明したことから、今回農地法第4条の許可申請をするもの。位置図は8ページとなります。宅地から越境している状態で太陽光発電設備が存在することから違反転用状態を是正させるために今回申請していただいたということになります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 13番安住高司委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○安住高司委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年4月23日。転用目的は、太陽光発電施設設置。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第7、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： その1、小松字沖砂利前386—2、3,819のうち15.19㎡。転用の目的は、営農

型太陽光発電敷地。現在の利用状況は、普通畑。権利の種類は、3年の一時転用による賃貸借権設定となります。位置図は、10ページとなります。農地区分としては、農用地であります。3年以内の一時的な転用であって、令和3年8月11日付け宮城県（東振）指令第332号で許可を受けております。現在、作付け作物はさつまいも。今回申請がかなり遅れたということで始末書案件となっております。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 12番佐藤祥委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○佐藤祥委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和7年4月16日。転用目的は、営農型太陽光発電敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第11回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時35分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和7年4月25日

東松島市農業委員会会長 佐藤 栄宏

署名委員 6番 小岩 敏幸

署名委員 7番 菅井 賢治

